

ぶつかった!
オット!

自転車はマナーを守って安全に

あぶない!

近年、自転車で事故を起こした加害者に対し、高額(9,500万円以上)の損害賠償を命ずる判決が相次いでいます。
自転車はくるまの仲間※です。歩行者にぶつかると思ってもよめ重大な被害につながることも。
マナーを守り、安全運転に努めましょう。

※道路交通法では自転車は軽車両というくるまの仲間に区別されます。

!このような危険行為は道路交通法違反です!!

この動画
めっちゃ
おもしろいわー!

安全運転義務違反
●5万円以下の罰金

飲まずに
やっつけられるか!

**飲酒運転、
2人乗り運転**
●5年以下の懲役
または100万円以下の罰金
●2万円以下の罰金

しつこい勧誘も
信号も
無視! 無視!!

信号無視
●3ヶ月以下の懲役
または5万円以下の罰金

バイト
遅刻しちゃう!

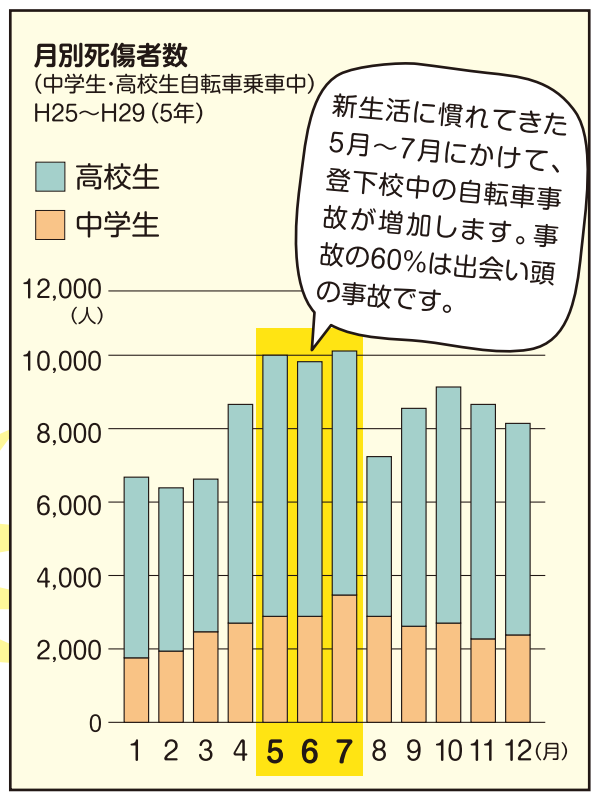
指定場所一時不停止等
●3ヶ月以下の懲役
または5万円以下の罰金

自転車
反対やった
気づかんかった
ふりしょ

(左側)通行区分違反
●3ヶ月以下の懲役
または5万円以下の罰金

違反を繰り返すと**自転車運転者講習(受講料6,000円)**の受講を命じられます。
従わない場合は**5万円以下の罰金**も!

5月は中学・高校生の自転車事故が増加!



**こちらを
忘れずに!**

保険

大阪府では、自転車の事故を補償する保険・共済への加入が条例で義務づけられています。コンビニで簡単に加入手続きができる保険もあります。

点検

自転車の各パーツが正しく作動するかどうか、日ごろからの点検を心がけましょう。

点検の合言葉

ハラブッタベサ!

ハ
ン
ド
ル
イ
レ
ー
キ
イ
ル
ド
ル

駐輪マナーも
守りましょう!

鶴見区駅前駐輪場★マップ

料金など
詳しくはこちら!

問合 市民協働課 1階⑧番
☎6915-9846

※事前に申込が必要な場所もあります。